

警察庁政策評価研究会

第25回議事録

平成25年2月8日開催

警察庁長官官房総務課

第25回警察庁政策評価研究会

1 日時

平成25年2月8日(金)午後2時00分から午後4時00分までの間

2 場所

警察庁庁議室

3 出席者

委員

前田 雅英 首都大学東京都市教養学部教授(座長)
江尻 良 東海旅客鉄道株式会社広報部長
櫻井 敬子 学習院大学法学部法学科教授
妹尾 堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長
田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

警察庁

坂口 正芳 官房長
鈴木 基久 政策評価審議官
山下 史雄 官房審議官(生活安全局)
辻 義之 官房審議官(刑事局)
土屋 知省 官房審議官(交通局)
河邊 有二 官房審議官(警備局)
高野 剛行 技術審議官
斉藤 実 総務課長
古谷 洋一 保安課長
河合 信之 犯罪収益移転防止管理官
山岸 一生 総務課情報公開・個人情報保護室長
岸田 憲夫 交通企画課交通安全企画官
堀金 雅男 科学警察研究所総務部長(オブザーバー)

4 議題

- (1) 平成25年度政策評価の実施に関する計画(案)について
- (2) 平成25年度実績評価計画書(案)について
- (3) 事業評価書(道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)により新設された規制)(案)について
- (4) 事業評価書(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)により新設された規制)(案)について
- (5) 事業評価書(道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)により新設された規制)(案)について
- (6) 事業評価書(銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律(平成19年法律第120号)により新設された規制)(案)について

(斉藤総務課長)

それでは、定刻となりましたので、第25回警察庁政策評価研究会を開催いたします。
総務課長の斉藤でございます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、当庁の出席者も大きく変わりましたので、改めて御紹介をさせていただきます。

官房長の坂口でございます。

政策評価審議官の鈴木でございます。

生活安全局担当審議官の山下でございます。

刑事局担当審議官の辻でございます。

交通局担当審議官の土屋でございます。

警備局担当審議官の河邊でございます。

技術審議官の高野でございます。

また、オブザーバーといたしまして、科学警察研究所総務部長の堀金でございます。

そのほか、議題によりまして、それぞれ政策所管課から説明者が出席いたしております。

なお、本日、所用によりまして、官房付の栗生は欠席しておりますが、ご了承のほど
よろしくお願いいたします。

それでは、官房長の坂口より御挨拶を申し上げます。

(坂口官房長)

本日は、大変お忙しい中、政策評価研究会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます
でございます。

本日の議題は6点でございます。

議題の1点目と2点目は、平成25年度の政策評価の計画に関するものでございます。

平成25年度に評価対象とする政策を掲載した「実施計画」、それと実績目標や業績目標を
適宜整理しました「実績評価計画書」の案を作成しております。

議題の3点目以降は、事業評価書案についてでございますが、今回は「道路交通法施行令の改正により新設された規制」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律により新設された規制」、「道路交通法改正により新設された規制」及び「銃刀法改正により新設された規制」をテーマとして作成しております。

国家公安委員会及び警察庁におきましては、重要政策に関する評価の徹底、さらに評価の客観性の確保及び評価結果の予算要求等政策への反映に努めて評価を実施しているところ
でございますが、本日は、この政策評価の一層の充実へ向けて、委員の皆様
の御意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(斉藤総務課長)

次に、配付資料の説明をさせていただきます。今回、6点ほどお手元に配付資料をお配り
しております。

資料1が、1つ目の議題の「平成25年度政策評価の実施に関する計画(案)」でござ
います。

資料2が2つ目の議題であります「平成25年度実績評価計画書(案)」でありまして、関連資料としまして、お手元に「業績目標の説明・業績指標・達成目標等」及び「達成手段」に関する前年度対照表を配布しております。

資料3から6につきましては、議題3から6に対応するそれぞれの事業評価書(案)となります。また、これら事業評価書(案)の関係条文もお手元に配布しております。

それでは、前田座長の司会によりまして、議事進行をお願いいたします。

(前田座長)

それでは、本日もよろしくをお願いいたします。

はじめに、前回の研究会でも確認いたしました、本研究会では、国の治安に関する事柄を取り扱うなど、その特殊性を考慮いたしまして、研究会自体は一般公開しておりませんが、他方、議事録につきましては、事務局で案を作成した後に、各発言者が内容を御確認するなどした上、警察庁のウェブサイトに掲載することにより公開することとしております。ご了承願いたいと思います。

それでは、本日の議事に入ります。

先ほど官房長からございましたとおり、本日の議題は6点でございます。まず第1点目及び第2点目、これは政策評価の計画に関するものですので、まとめて総務課情報公開・個人情報保護室から御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(山岸情報公開・個人情報保護室長)

情報公開・個人情報保護室の山岸でございます。議題の1と2について御説明いたします。

議題1の「平成25年度・政策評価の実施に関する計画(案)」について御説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。この計画は、平成25年度に実施する政策評価の対象となる政策を記載しておりまして、毎年度策定しております。

まず、1の「計画期間」ですが、平成25年度の1年間であります。

次に、2の「事後評価の実施に関する計画」について御説明します。

(1)の「実績評価方式による評価」についてですが、別添の1をご覧ください。平成25年度は、昨年の研究会において御審議いただき整理いたしました、これら「7つの基本目標・18の業績目標」につきまして、平成24年度を評価期間とする評価書を作成することとしております。

また、平成25年度は、これらの「基本目標・業績目標」につきまして、平成25年度を評価期間とする評価を実施し、平成26年度に評価書を作成することとしております。この平成25年度の実績評価計画書(案)につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、(2)の「事業評価方式による評価」について御説明します。別添2を御覧下さい。平成25年度につきましては、「道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)により新設された規制」について評価書を作成することとしております、具体的には、シートベルト装着義務の拡大等をその内容とするものです。

次に、(3)の「総合評価方式による評価」について御説明します。資料1の最初の

ページにお戻り下さい。平成25年度につきましては、基本計画を踏まえ、部局横断的なイシューとして、「サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進」について評価書を作成することとしております。

次に、議題2「平成25年度・実績評価計画書(案)」について御説明いたします。お手元の資料2を御覧ください。

今回の実績評価計画書(案)につきましては、従前のものから内容・様式につき変更を加えておりますので、最初にこれらの点につき御説明いたします。まず様式につきましては、平成24年3月の関係省庁の申し合わせにより、統一的な標準様式が導入されることとなりました。各行政機関では、示された標準様式を基本として、評価対象となる施策ごとに「事前分析表」を策定することとされましたので、警察庁でもこの方針に基づき実績評価計画書を作成しております。標準様式の導入の趣旨につきましては、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図り、使いやすく分かりやすいものにしていくということに加えて、国民への説明責任を徹底するというものであります。

なお、事前分析表の様式につきましては、申し合わせにおきまして、試行的実施等に際しての意見等を踏まえて、評価対象となる施策の特性や予算の構成等により、評価対象施策の位置付けの明確化等のため、これまでの政策体系の整理に対応した構成とする等の場合には、当該標準様式の要素を盛り込んだ上で、修正を行い作成することができるものとされております。

このため、警察庁におきましては、申し合わせによる事前分析表の標準様式を踏まえつつ、これまでの実績評価計画書との連続性や評価結果の活用のため、必要な修正・カスタマイズを行って作成しております。

具体的には、用語等につきましては、基本的にこれまでの警察庁の政策体系の整理に対応した用語を用いることとし、当該様式で定められた事項名とは異なるものを採用しております。また、記載内容をわかりやすくするために、「業績指標」に加えて、「参考指標」の欄を設けるなど、当該様式の記載事項のほかに必要な情報を記入する欄を設けることとしております。

標準様式に準拠したことによる新たな記載内容でございますが、実績評価計画書の本体の1ページの「基本目標1・業績目標1」に係るシートをサンプルとして御覧下さい。

昨年度までは「業績目標達成のために行う施策」として取組を整理してきました項目につきましては、今回の様式では、左下にありとあり、「達成手段(開始年度)」とされ、取組の開始年度が明らかものについては、これを記載することとされておりますので、「開始年度」を括弧書きでそれぞれ付記しております。

また、「達成手段」につきましては、「施策に関連する予算額」、「関連する業績指標」を記載するとともに、「達成手段の概要等」として、新たに「達成手段」を実施することが業績目標の達成にどのように寄与するのかが分かるよう、具体的な取組の内容に係る記載が求められていることから、それぞれの内容について記載しております。

なお、警察予算の構成等の特性を踏まえまして、予算等に係る記述につきましては、達成手段毎に記載することが困難であることから、「補正後予算額」、「執行額」及び「25年度概算要求額」につきましては、空欄としつつ、各基本目標に係る予算額の総額を下段に記載することとしております。

続きまして、実績評価計画書の具体的な内容について御説明いたします。

基本目標及び業績目標につきましては、今回の計画書の策定に際しては、先ほど申し上げましたとおり、前年度の基本目標・業績目標と同一のものを踏襲しております。

これは、平成25年度に当該業績目標に基づく初めての実績評価書の作成が予定されておりますので、これらの業績目標につきましては、その評価書の作成を踏まえて検討したいと判断したものです。

業績目標の説明・業績指標・達成目標・目標設定の考え方及び根拠・参考指標等の変更点につきましては、お手元に関連資料として2枚のシートを配付しております。この前年度の記述との対照表を踏まえて御説明いたします。

まず、基本目標1「市民生活の安全と平穩の確保」・業績目標1「総合的な犯罪抑止対策の推進」につきましては、施策の取組内容を明確化するため、「業績目標の説明」及び「達成手段」の(2)及び(10)につきましては、書きぶりを一部修正しております。

次に、基本目標1・業績目標2、これはシートの2枚目になりますが、これにつきましては「達成手段」の(4)につきましては、施策の例示部分の記述を「達成手段の概要等」に記載することとしたことから、書きぶりを一部修正しております。

次に、基本目標1・業績目標3「良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止」についてですが、ここでは、「業績指標 産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員」の達成目標について、「23年中の検挙事件数及び検挙人員の前年比増減傾向」から、より産業廃棄物事案の認知と関連をしています「産業廃棄物の不法投棄件数」参考指標の「平成24年度中の投棄件数の前年度比増減傾向」に変更しております。

また、「達成手段」の(2)につきましては、運営重点等の用語との整合性を踏まえ、書きぶりを一部修正しております。

次に、基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」につきましては、業績目標3「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」の達成手段(5)及び業績目標4「科学技術を活用した捜査の更なる推進」の達成手段(4)につき、法令の正式名称や施策の例示に関する記述を「達成手段の概要等」の欄に記載することとしたことから、書きぶりを一部修正しております。

次に、基本目標3「組織犯罪対策の推進」・業績目標1「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」についてですが、ここでは、「業績目標の説明」の欄及び「達成手段」(5)につきましては、情勢や取組状況等を踏まえてより適切な表現にするために、書きぶりを一部修正しております。

また、「達成手段」(7)につきましては、「行政機関との連携強化」を特記し、公共事業からの暴力団排除に係る取組を明確化するとともに、業界団体等との連携については、これを(6)「各種暴力団排除活動の推進」の施策の記述に溶け込む形で整理しております。

更に、基本目標3・業績目標2「来日外国人犯罪対策の強化」につきましては、入国管理局の統計指標との整合を図る必要から、参考指標 について、「不法滞在者」を「不法残留者」と修正するとともに、平成25年度につきましては、来日外国人対策に係る活動強化月間が実施されないこととされているため、「達成手段」から、「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間の実施」を削除しております。

次に、基本目標4「安全かつ快適な交通の確保」につきましては、業績目標1「歩行者・自転車利用者の安全確保」の「達成手段」の内容をこれまでの11項目から9項目に整理・統合しております。

(妹尾委員)

ごめんなさい。追っかけるのが大変なので1つ1つ区切ってください。何ページですと言っていたかないと、テーブルコーダーを聞いているわけではないので、分かりません。評価委員の立場に立ってお話しただけると大変助かります。

(山岸情報公開・個人情報保護室長)

分かりました。それでは基本目標4「安全かつ快適な交通の確保」につきまして、これについては12ページですが、業績目標1の「達成手段」の内容をこれまでの11項目から9項目に整理・統合しております。

具体的には、「達成手段」の(6)から(9)までの項目は前年度と同様ですが、(1)から(5)までについて、これまでの7項目を5項目に整理するとともに、運営重点等を踏まえ、自転車利用者対策を頭出しするなど、その順序を変更しております。

次に、基本目標4・業績目標2「運転者対策の推進」については、13ページでございますが、取組の進捗状況等を踏まえ、達成手段(7)、(9)及び(12)について、書きぶりを一部修正しております。

基本目標4・業績目標3「道路交通環境の整備」につきましては、平成24年8月31日に、平成24年度から平成28年度を計画期間とする社会資本整備重点計画が閣議決定されておりますので、これを踏まえ、業績目標の説明の欄の記載を修正するとともに、業績指標・達成目標を統合・整理しております。

具体的には、業績指標1「交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故」につきまして、社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標等を踏まえ、(i)の数値目標を「約4万人/年」から「約3万5千人/年」と修正するとともに、(ii)の記述については削除しております。

また、業績指標2につきまして、交通の円滑化に係る業績指標としてより分かりやすくするため、これまでの「信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間」及び「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機のバリアフリー化の割合」の2つの業績指標を整理・統合して、業績指標2「信号制御の高度化等により実現される円滑な交通」とするとともに、社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標、及び移動等円滑化の促進に関する基本方針において、目標として設定されているバリアフリー対応型信号機等の整備に係る内容を踏まえ、達成目標等の書きぶりを修正しております。

なお、今次の社会資本整備重点計画において、交通安全施設等整備事業により達成すべきこととされた整備目標として、信号機電源付加装置の整備台数が掲げられたことから、新たな業績指標として、「停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数」を新設し、達成目標として、それらの整備台数を「約6千4百台にする」こととしております。

次に、基本目標5「国の公安の維持」・業績目標1「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」についてです。16ページでございます。これにつきましては参考指標の つきまして、「不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法滞在者数」とされていたものを、統計資料との整合を図る必要から、「不法残留者数」と修正しております。

基本目標6「犯罪被害者等の支援の充実」につきましては、19ページでございます。基本目標1「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」の業績指標「関係機関・団体との連携状況」について、括弧内の記載のうち「犯罪被害者等早期援助団体の指定数」を削除し、具体的な連携状況をより適切に評価するため、新たに「直接支援件数」を指標として盛り込んでおります。また、達成手段(2)につきまして、より適切な表現にするために、書きぶりを一部修正するとともに、達成手段(3)につきましても、平成25年度の研修種別を明確にするため、「研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術上級専科)の実施」と修正しております。

基本目標7「安心できるIT社会の実現」につきましては、基本的な修正はありません。

以上、駆け足になりましたが、平成25年度実績評価計画書(案)の説明を終わります。

(前田委員)

ありがとうございました。盛りだくさんですが、いかがでしょうか。資料1、政策評価の実施に関する計画、資料2と合わせて御指摘いただければと思います。委員の方々から、どの部分でもよろしいので、御発言をいただければと思います。対照表で赤字で書かれた部分がポイントだと思いますが、何かありますでしょうか。

(田辺委員)

全体に関わる部分と、細かい部分についてお話しします。1つは、計画の中で、資料2に見られますように、事前分析表というものを作って、これはPDCAでいうとPに当たるところで、それを25年度に実施する。それで、チェックのところ、26年度でしょうか4月から8月にかけて達成したかどうかを見る、その後、27年度予算に向けてか、ちょっと年次があっているかどうか分かりませんが概算要求する、というようなサイクルになっていると思います。

従来の実績評価計画書ですと、そのところが割とバサッと書いていたところを、こういう事前分析表で、1つの業績目標について、原則1枚という形になっていますけど、非常にコンパクトにまとめてはいただいたのですが、他方、お聞きしたいのは、負担はどれくらいあったのでしょうか。簡単に言うと原課の反発はなかったのでしょうかというのが1点目であります。

2点目はこれも全体との絡みですが、こういう形で書くと確かに予算の額と概算要求のところ書きづらいということは分かるのですが、他方、どうも政権が変わっても行政事業レビューというのは残るのですね。事業レビューというのは、お金は書いてありますので、足せば何とかなるのではないかという思う側面がないわけではないのです。その区分けといたしますか、まだ今年やるかどうか分からないから、あえて作ってない

のかもしれませんが、23年度でも構いませんが、このところで、かなり「エイ、ヤア」というところがあるかもしれませんが、足し合わせて、これはこれじゃないかということと割り振って数字を出すことが可能なのか否かということが2点目であります。

それから、かなり細かいところではありますが、用語が分からないのですが、17ページのところで、達成目標のところ、「実戦を想定した」と書いてありますが、災害に対して戦うという意味では実戦ではありますが、これをそのまま読むとどう考えても、軍隊の実戦なので、こういう言葉遣いでよろしいのでしょうかということがあります。以上2点ほど一般的なことと、1点恐ろしく細かい点をお話ししました。

(山岸情報公開・個人情報保護室長)

業務の負担の部分については、確かに手続きを進めるに際しては、いろいろありました。ただ、シートそのものが標準様式として申し合わせで示されていること、また、試行的実施の中である程度、各部局の御理解も得られたということもありますので、できる限り、最大公約数的なところをとって、今回は当該シートでやらせていただいたところでございます。

2つ目の行政事業レビューとの対応につきましては、委員御指摘のとおり、積み上げればできるのではないかとこともございます。これについては、評価に際しましても、行政事業レビューのところを出しているものとの対応については、できる限りこれを連動できないかということが言われているところです。ただ、政権が変わりまして、今後どういう形で進めていくのかということ、また、役所の中でどういう形で対応づけていくかという点については、まだ大きな方向が見えきれていないところがございますので、今回の計画書の中では、このような記載にとどめたところでございます。

(前田委員)

よろしいでしょうか。あともう一つ。

(河邊警備局担当審議官)

「実戦的な」という言葉ですが、この言葉は、実は我々の部門では通常使っている言葉でございます。そういった意味では、できればこのままでお願いしたいと思います。

(前田委員)

前から、「教養」という言葉もありました。これがどこ向けの文書で誰が読むかという面もあるのですが。

(田辺委員)

ただ、「実戦」というと、やはりドンパチかなと。

(河邊警備局担当審議官)

「実戦を想定した」は変かもしれません。ここは検討してみます。

(前田委員)

こういう形で御審議いただくのも大事だと思いますので。他の委員の先生方。

(江尻委員)

資料2の達成手段のところでございます。記載の順序の考え方ですが、業績指標や達成目標は、仮に1つのものであってもいろんな達成手段があるものと、逆にいろんな目標があっても1つの手段であるものがございます。それは当然施策の内容が複雑になったりするというのですが、一応の論理関係というのは、達成手段があって総括的な予算があり、関連する業績指標など、こういうものがあるというロジックは分かりますが、その同じ達成指標に対して同じ手段があれば、この中で、どういう重みがあるのか、あるいは時系列なのか、予算の大きさなのか、見るものから見ると考えるわけで、それは必ずしも論理的に作る必要はないのですが、重要なものから書いてある、あるいは時系列で書いてあるなど、何かそういうものがありますか。何が言いたいかといいますと、予算要求の時に避けられないことですが、満額いただくことはできません。あるいは、効果もこれだけ予算を付けたから、十分反映されたとか。説得材料になるかと思ひまして。たくさん手段があるものについては、その順序付けというのをですね、順序づけのロジック自体を示せというわけではないのですが、きっちり御議論いただいて書いていただいた方がより結果的に説得力が増すのかなと思います。

(山岸情報公開・個人情報保護室長)

今回の達成手段の部分につきましては、平成23年度評価書の施策の順を踏まえています。それぞれの各所管をしている政策につきましても、複数の課が対応している場合については、それぞれの課の順序の中で整理して、優先付けがされております。

(江尻委員)

そうしますと、そういうことはきっちり反映されているということですね。書く必要はありませんが、どこかで。

(妹尾委員)

前回までの議論を踏まえた質問になるかどうか分かりませんが、この横表について、達成手段を書く最後のところに、「促進」、「推進」、「推進」、「推進」、「促進」、「促進」、「推進」と書いてあります。「推進」とは自らやること、「促進」とは他を促すことをいう訳であって、他を促す場合は、誰に何をしてもらうのかということですね。そうすると右側を見ると、書いてあるのと書いていないのがあります。そうすると達成手段の概要、左に書いてあるものをもう少し詳しく書くところになりますというふうな、対比になっていた方が読みやすいと思います。だから、誰が何をするという言い方になった方が読みやすいと感じます。

それから、達成手段なので、一番最後が目的になってしまうと、つまり、in order to do Z by doing Y to do X。というのが普通の論理ですね。何のために何を使って何をするのか。その書き方が右側が、こうすることによってこうやるんだという書き

方もあれば、こうするためにこれをやるんだという書き方があるので、ずっと読んでみると混乱するのです。右側を見ると、「抑止する」、これは目的のことでしょう。何が手段かと考えれば「促進し」と書いてあり、次は「提供する」と書いてあるがこれはHowの話、次は「図る」と書いてあるからWhyの話。WhyとWhatとHowがばらばらに出てくる感じがするので、この辺は整合した方がいいのではないのでしょうか。つまり、標準様式を導入することは一覧性だとか、読みやすさをねらっているにもかかわらず、中を読んでいったら混乱するということはよくない。できたらこういうのを文章上は整理した方がいいのではないのでしょうか。まさに、How to writeの話です。

また、4ページ、達成手段の左側で6番、「適正な死体取扱業務の推進のための取組」。え、達成手段だろ、と思うのですがこれがよく分からない。そうすると、何がWhyで、何がWhatで、何がHowなの、というのがやはり何かずれてしまうのですが、これはまあ、原課の方でそこまでやれというのか、書くときに整理をする方が排除してリライトするのか、古いやり方がどうか分かりませんが、工夫された方がいいと思いました。

これが表に関しての私のコメントですが、もう一つ、3ページを見ていただいて、一番下、私も一応、内閣の知財戦略本部の専門調査会長なのでその目で拝見すると、例えば一番下の知的財産侵害事犯の検挙という時に、「消費者庁と金融庁と環境省と関係する」と書いてありますが、なるほど、それは間違いではないですね。だけど、知財立国の考え方からいえば、経産省を始めとする事業省庁がここに入ってこないのかという感じがするのですが、これは、なぜこうなっているのでしょうか。経産省とか農水省は全然関係ないのでしょうか。

(山下生活安全局担当審議官)

これはもちろん関係ございます。委員の御指摘のとおり、知財の関係についてはむしろ経産省が元立ちとなって、例えば、定期協議などがありますので、そういう意味では、確かに後ろに知的財産侵害事犯というのが出てきますので、経済産業省という、そこはきちんと書くべきかと思います。ここは、関係機関・団体との連携の推進ということで、経済犯罪も環境犯罪も知財もまとめて書いており、その中で、代表的なものをですね、3つですが、知財で言えば経済産業省というのは御指摘のとおりですので、そこは書き足したいと思います。

(妹尾委員)

等の中に含まれて彼らが納得するならいいのですが。

(前田委員)

その辺は、では、生活安全局で。書きぶりの点は新しく表を作りましたので、やはり今日の御指摘を踏まえて、せっかく読みやすく作ったものですから、文章も読みやすくということで。総務課が全てリライトするという大変だと思うので、ですから、指導指針みたいなものを各原課に下ろすときに、御指示いただければと思います。

(鈴木政策評価審議官)

書きぶりについては調整をさせていただきたいと思います。

(前田委員)

それでは続きまして議題3ですね。事業評価書「道路交通法施行令の一部を改正する政令によって新設された規制」について、交通企画課から御説明いただきたいと思ます。よろしくをお願いします。

(岸田交通安全企画官)

交通安全企画官の岸田でございます。本日は交通企画課長の代理で御説明いたします。資料の3をお開きください。事業評価書「道路交通法施行令の一部改正する政令により新設された規制」の要旨でございます。

まず、御説明に先立ちまして、事業評価書の1ページを御覧ください。1ページに図1がございます。これは車種の区分、免許に関わって車種の区分の前後関係でございます。こちらの上の方を御覧いただきますと、これは改正前です。8トンを超えていたしまして、普通免許と大型免許ということで、自動車の大きさによりまして、普通と大型ということで、2分していたということでございます。点線でありますように、政令大型というのがございました。これは11トンの区分で、さらに大型を分けておりました。内容的には、その政令大型というのは、11トンということで非常に大きな自動車ですので、大型の免許を取ってから、3年経過するとか、あるいは21歳とか、年齢を経てからでないで運転しては駄目ですよと、こういう規制内容になっていたわけです。

改正の中身でございますが、改正後でございますように、この従来の2区分、実質3区分でございますが、その区分を見直したしまして、5トンまでの自動車を普通自動車といたしました。それから5トンから11トンまで、そこに中型免許というのを創設しまして、その際に生じた区分が中型自動車という区分でございます。従来の政令大型はそのまま存置をいたしまして、大型免許というものが現在の大型免許が残るということでございます。これを前提に先ほどの要旨の方に戻っていただきまして、御説明申し上げます。

先ほど御説明いたしましたように、この車種の区分といたしまして普通と中型と大型の3区分になったことに伴いまして、まず1点目の、「3月を超えない期間の使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への中型自動車の追加」という項目が生じたわけでございます。

この使用制限命令とは何かと申しますと、一般に自動車の場合、交通違反を起こした運転者に罰則を科して取り締まりをして秩序を保っているわけでございます。ここで出てくる使用制限処分とは何かと申しますと、自動車の使用の権原を持っている人、要するに所有者であるとか、賃借権に基づき使用の権利がある人、具体的に言うと事業者さんですね。事業者さんが自動車をお使いになって利益を上げている。ところが事業活動に伴って、例えば、あまりいい話ではないのですが、運転者に違反をさせることによって、事業収益を増やして、その収益の中から罰金を払うというようなこともでてくるとこれは困るので、従ってそういった自動車の使用者に一定の責任を負っていただくとい

う意味で、違反が積み重なった場合に、認定をいたしまして、自動車の使用をしばらくやめていただくと、これが1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月という区分でやっているわけでございます。

今回の御説明の件は、中型自動車というのは、従来は普通自動車でございました。普通自動車でしたが、中型自動車というのは、これは先ほど御説明のとおり、8トンから11トンまでの自動車は従来大型自動車として扱って参りましたので、従いまして引き続きこれは、大型自動車と同等に扱う必要があるということで、ここに書いてありますように、大型自動車と同じ3月を超えない範囲内の期間とすることとしたということでございます。

2点目は、中型免許を受けた者に対する運転制限でございまして、これは何かと申しますと、緊急自動車を一般に運転する際に、周囲の交通に注意して運転してもらわないといけないという事情がございますので、通常の運転免許制度そのままを適用いたしますと、どうしても交通事故が増えてしまうということがございますので、これにつきましても、ここに書いてありますように、一定の条件、これは年齢の要件で21歳を超えなければならないとか、あるいは、免許を取ってから3年間経験を積まなければならないなど書かれております。括弧書きで除かれております、別途特別な必要がある場合には、公安委員会があえて審査をして、この人は大丈夫ですよと、個別の審査をすることによって規律をしていくという制度でございまして。

評価の観点でございまして、有効性、まずこうした規制が本当に有効、適切であったのかということでございます。それから、効率性、これは規制を敷くにしがたいまま、行政コストもかかるわけでございますが、その観点で良かったのかどうかというふうなことでございます。

効果の把握の手法及びその結果でございまして、3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への追加の部分でございまして。これは有り体に申しまして、この使用制限命令の件数を把握してどの程度あったのかということ把握したわけでございます。この表の中にございまして、施行が平成19年の途中からでございますので、20年以降でございますが、だいたい40件から30件程度でございまして、全体の中で見たときに、中型自動車、要するに5トンから8トンまでの車というのが、他の普通の車に比べると使用の頻度がそれほど多いというわけではございませんので、結果的には数値的には、大きな数字にはなりませんので、これをもってなかなか評価するには難しいのかなと考えているところでございます。

1枚めくっていただきまして、続きまして中型免許を受けた者に対する運転制限でございまして。こちらの方につきましても、中型の区分の方を見ていただきますと、平成19年以降、3, 1, 3, 2ということでございます。交通事故の件数であって、さらにかつ緊急自動車が緊急用務中ということでございますので、少ない事例の中のまた少ない事例ということになりますので、一桁の数字でございまして、これでなかなか評価するのは、ということでございます。それともう一つ、コストの観点で、審査件数、公安委員会が個別に判断するというのがどの程度あるのかということでございます。結論から言いますと、中型自動車については、平成20年に1件あったのみでございまして、他にはあまり行われていないと。考えられる事情といたしましては、経験年数というの

は、期間の経過とともに積んでいきますので、通例はよほどの事情がない限りは、多分年齢が来るまではお待ちになっているというのが多いのではないかと推測されます。

以上申し上げましたように、評価の結果といたしましては、有効性、効率性のところでございますが、考え方としましては、使用制限命令の件数はそれなりに行使しているということもございますので、そういう意味では行使した内容に配慮した訳でございますので、そういった問題の事態を排除することによって、実績といえますか効果が上がっているという可能性はございますが、ただそれが規制そのものの有効性というものを判断するに足りるようなものとしては、なかなか評価しづらいのではないかと考えてございます。

それと、負担の方でございますが、先ほども御説明しましたとおり、これは自動車の区分の変更に伴いまして制度改正を生じているものでございます。従いまして従前は、中型自動車に入ってきたものの内実というのは、普通自動車あるいは大型自動車として措置されていたという前提がございますので、そういう意味で、行政の負担が変わるということにはなかったということでもあります。それから、中型免許を受けた運転制限につきましては、これも先ほどの御説明のとおり、極めて件数が少ないという中で評価がしにくいということもございますし、先ほども御説明のとおり、中型自動車の審査、これは1件ということもございますので、行政の負担としては極めて軽微という評価結果でございます。

(前田委員)

ありがとうございました。この評価もまあ、曖昧な感じもしますが、やむを得ないと思います。データの量ですとか。いかがでしょうか。

(田辺委員)

この種の場合、どこまで根性を入れてやるかということですが、そのメリットとデメリットを考えて評価していただければというのはそのとおりです。ただ、私が見ていないのは、若干ふらついているなという側面があるのは、中型自動車の免許というのを入れたこと自体が、要するに普通から中型に変わる方々もいらっしゃるもので、これは明らかに社会的なコストをかけているのだと思います。そこが全くこの中に書いていない。それだけのことをやって、1点かよという思いがあります。

それから、中型免許の運転制限が、制限できるような対象、カテゴリーを作ったのに、こうなのかと、いうところを監視しないといけないのではないのでしょうか。特に、どういうところが抜けているかと言いますと、中型免許を設定したのに、従来からそこに入ってくる件数と言いますか、免許を取った方々が何名いたのか、そこが全然分からないので、新しいカテゴリーを作ったことによる負担、コストのところが見えない。そこはやはり見せておいて、それで中型が伸びたことによる他の効果もあるかもしれませんが、とりあえず3ヶ月以内の使用制限というところと一定の条件を満たすというところの明らかな部分を見せることが望ましい姿ではないのかなと思ったのです。免許を作るということを全部残してですね、作った後で警察が何をしたかという、制限と、資格の審査

のところだけ見てますので、そちらだけ見るとなるとちょっと違うなという感じがします。そこまでやるかということもあります。

(岸田交通安全企画官)

その点でございますが、私どもとしまして、今、御指摘いただきましたように、中型免許という制度の改正に伴いまして、付随的に生じた規制よりは、中型免許そのものの効果がどうだったのかということについて検証したい気持ちがやまやまであったのですが、基本的に中型免許というのは、従来の普通免許を持っておられた方々というのは、経過措置により、実は運転が可能でございます。私も、普通免許を持っておりまして、8トンまで中型自動車を運転できる資格がございまして、おそらく先生方も同様の御資格をお持ちだと思います。それで、結論的に申しまして、中型免許を導入したときに、事前事後の評価ということになりますと、例えば事故率で評価するというやり方があるのですが、問題は、中型免許そのものですね、現在お持ちの方というのは、実は若い人で、今、これからトラックのドライバーをされようとしている方がわずかにお持ちになっているということなので、その統計的な評価というのが実はなかなか難しいという課題がございます。今回はそこを泣く泣く見送って、こういう斜微な説明で恐縮なのですが、言える部分で評価したらということをやっているということです。大変申し訳ありません。

(櫻井委員)

今の点に関わると思うのですが、対象の選び方は、警察庁の方で自由に設定できるということなのですか。そもそも論で中型免許を作ったということにあるのかもしれませんが、私の疑問はむしろ使用制限命令をかける対象に入るか入らないかで、これは確かに新しい規制ではあるのですが、従前、普通免許、大型免許、両方ともにかかっていたということですので、別に新しい規制ではないのですよね。今の御議論もありますが、他方で、これがなぜ新しい規制なのかというところで、こういうつまらない話、こんなふうに手間暇かけること自体が疑問であると思います。すみません。

もう一つお伺いしたいのは、事業評価書の関係条文を資料で配っていただいています。これは道路交通法上の使用制限命令という話で、道路運送法にも似たような車両の使用制限があるのですが、今の御説明ですと、75条の2の、対象者、使用者ということで、基本的には事業者だという、事業者規制という性質が強いということになります。実質的には道路運送関係の規制と重なるというふうに理解してよろしいでしょうか。

(岸田交通安全企画官)

そこは、御説明を分かりやすくするためにそこをデフォルメした部分がございます。道交法の規制は使用者ということで、民事的に使用の権原がある人を対象に入れていることでもあります。

(櫻井委員)

それは分かっていますが、法律の性質が、道路交通法が基本的には道路の交通の危険

を防止するためのものですので、けれども、この条文に関して言うと、実質的には事業者、要するにたくさん車を使って営業されている方が権原を使用していることが多いので、そういうことになっているということを経容しているという法制度だと。ということは事実上は重なっているということになりますか。

(岸田交通安全企画官)

はい。異なる部分が何かということですが、主に道路運送事業関係の法律でございますと、事業上の許可ですとか、届出をされた方が規制の対象となります。道路交通法の方は、他方で、個人事業者がおられまして、例えば、大型のダンプトラックみたいなものを一人で保有されて、親方一人といいますか、一人社とっておりますが、そういう事業者も中に入っております。この規制の対象というのは、そういう個人事業者であって、国土交通大臣の監督の下にないものについても、警察的には処分を下すということでございます、そこに差が生ずるということでございます。

(櫻井委員)

相まって、事業者規制ができていると理解してよろしいですか。

(岸田交通安全企画官)

そういうことでございます。

(櫻井委員)

もう一つは、同じ条文のところですね、著しく交通の危険を生じさせる危険があると認める場合には、命令に至るということなのですが、著しく交通の危険を生じさせるという要件は、抽象的なのですが、具体的な動かし方の基準はどういうふうに設定されているのですか。

(岸田交通安全企画官)

これは基本的には、どちらかという相手方の事情で、やむを得なかった要素というのが出てきた時に、それは処分を下さないということもあるのですが、基本的には点数と過去の回数で基準を設けてやっておりますので、基本的にはそういう違反が積み重なった場合には危険性を認定して、やっていくということでございます。運用そのもので、どういう場合に手心を加えるというか、処分を下さないかということについては各県まちまちな事情、交通実態や事業実態なども地域によっては差がありますので、そこは都道府県公安委員会の御判断でやっていただいているということでございます。

(櫻井委員)

処分基準は都道府県ごとに違うのですか。

(岸田交通安全企画官)

基本的には、処分基準というものは、法律の解釈といたしまして警察庁がお示しをい

たします。ただ、権限的には都道府県の公安委員会。

(櫻井委員)

示し方の形式は何ですか。

(岸田交通安全企画官)

通達でございます。これはあくまで目安でございます。警察庁が示すのはあくまで目安でございます。その処分基準の案、モデルを示しまして、それを具体的に、それぞれの都道府県警察本部が、それぞれの都道府県公安委員会の処分基準としてもう一度決め直して運用しているということでございます。

(櫻井委員)

規則か何かですか。

(岸田交通安全企画官)

それは、各県によって、内規とかの場合もあると思いますし、必ずしも告示の形式をとっていないようなものだと思いますが。

(櫻井委員)

行手法の基準からいうとどういう説明をされているのですか。

(岸田交通安全企画官)

行手法の方は処分基準を決めなければいけないというのが、国の法律で決まっております。基本的には行政手続条例の規律にはなるのですが、ただ、法律の所管庁として、その責任を果たす範囲としては、道交法の解釈として、一般に考えられる処分の基準としては、こういうものがありえますよと告示する、告示したものが都道府県公安委員会の責任と権限においてお決めいただくと理解しておりますが。

(櫻井委員)

行政手続法は適用除外と理解されているのかしら。

(岸田交通安全企画官)

都道府県公安委員会の処分。適用除外だと思いますが。国が直接行う処分ではないので。

(櫻井委員)

ここでは警察庁の御理解をいただきたかったのですが、結構ですが。さらに感想を言うとなると、著しく交通の危険を生じさせるという基準が自治体ごとに違うというのがかという感じがしますが。

(岸田交通安全企画官)

基本的に、それは国の権限を超えるような決め方はできないという原則論を申し上げたので、実態としてどこまで格差が生じているかというのは、子細に確認したわけではございませんので。

(鈴木政策評価審議官)

よって立つところの基準は政令で決めているんですね。

(櫻井委員)

政令なのですね。

(岸田交通安全企画官)

はい。基本は政令があって、さらにその政令の解釈を通達で示しているということでございます。

(前田委員)

よろしいですか。あとは、大変な御苦勞で、こういう評価もここで示す意味はあるのでやっていただければと思います。御質問等もあろうかと思うのですが、時間の関係で申し訳ありませんが、次の議題に移りたいと思います。次は議題4でございます。事業評価書「犯罪による収益の移転防止に関する法律により新設された規制」について、犯罪収益移転防止管理官から御説明いただきたいと思います。

(河合犯罪収益移転防止管理官)

犯罪収益移転防止管理官の河合でございます。

私からは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、長いので、「犯収法」と呼ばせていただきますが、この犯収法により新設された3つの規制について御説明いたします。

まず、犯収法について簡単にその趣旨を御説明いたします。この法律は、犯罪による収益の移転、いわゆるマネー・ローンダリングの防止と、併せてテロ資金供与の防止を図るために、マネー・ローンダリングに利用されるおそれのある一定の事業者を特定事業者と規定した上で、特定事業者が一定の取引を行う際に、顧客等の本人特定事項、氏名、住所、生年月日を確認することや、業務において顧客がマネー・ローンダリングを行っている疑いがあると認められる場合に、「疑わしい取引」として所管の行政庁に届出を行うことを事業者が義務付けているものです。そして、この特定事業者による顧客の本人確認等の義務の履行を確保することによって、マネー・ローンダリングを防止するとともに、マネー・ローンダリングが行われた場合に、事後に追跡可能とし、犯罪を検挙することができる。そのような仕組みを構築するなど、我が国におけるマネー・ローンダリング対策の柱となる法律の一つとなっています。

マネー・ローンダリングは、これを放置しますと、犯罪による収益が将来の犯罪活動に再び利用されたり、あるいは犯罪組織がその資金を元に合法的な経済活動に介入した

りしまして、健全な経済活動に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。したがって、その対策は国際的に極めて重要な課題となっており、これまで、マネー・ローンダリングを防止・摘発するための制度を国際社会が連携して工夫・発展させ、マネー・ローンダリングに対抗してきたところでございます。我が国におきましても、国際社会と歩調を合わせまして、順次、マネー・ローンダリング対策の強化を図ってきており、この犯収法の制定もその一環であるということです。

犯収法の具体的な中身、背景についてもう少し説明しますと、元々その前にありました、いわゆる「金融機関等本人確認法」という母体となる法律がございまして、正確には、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預貯金口座等の不正な利用の防止に関する法律」という法律があり、そこにあった制度・義務付け及びその他の法律にあったマネー・ローンダリング関連の規定をまとめまして、新たな制度についても整備した上で、平成19年に制定したのがこの犯収法でございまして、施行は平成20年3月でございます。

したがって、今回の事業評価の対象であります、犯収法により新設された新しいこの3つの規制の評価期間は、法が全面施行された平成20年3月からとしています。

今回の政策評価の対象は、犯収法の制定により新設された3つの規制についてでありませんが、それぞれの内容について簡単に御説明いたします。

まず、政策1、金融機関以外の特定事業者に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務です。これは、顧客の本人確認、要するに他人になりすましていないかどうかの確認、それから、本人確認を行ったという記録、あるいはどういう取引をお客さんで行ったかという取引記録をきちんと保存するという保存義務、そしてその結果、金融機関やその他の特定事業者が疑わしい取引だと考えた場合に、行政庁に届け出るといった、マネー・ローンダリング防止の義務付けについて、それまでの「金融機関等本人確認法」では、銀行、証券会社といった金融機関に限られていたものを犯収法の施行を機に、貴金属取引業者、クレジットカード事業者といった金融機関以外の事業者にも義務付けの内容を拡大したものでございます。新たに加わった特定事業者としましては、貴金属取引業者、クレジットカード事業者のほか、ファイナンスリース事業者、宅地建物取引業者、郵便物受取サービス業者、電話受付サービス業者があります。また、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士といった、いわゆる士業者につきましても、顧客の本人確認と取引記録等の保存義務につきましても、新たに義務付けられましたほか、弁護士につきましても、その他の士業者に準じて、日弁連の会則で、本人確認と取引記録等の保存を義務付けることとされております。

次に政策2でございますが、これは、日本の金融機関が外国の金融機関に外国為替送金を行う場合に、送金依頼人の本人特定事項についての情報をその為替取引の直接の相手方の金融機関に通知しなければならないという新たな義務付けを犯収法の制定により行ったという政策でございます。

この外国為替取引に係る通知制度について、もう少し具体的に説明させていただきます。例えば、日本国内の小さな金融機関が顧客から外国の銀行への送金依頼を受けたとします。その小さな金融機関が、外国の銀行との間で直接に為替取引を行う取引口座を持っていない場合、その外国の銀行と為替取引を行っている大手の金融機関に為替取引

の委託をするわけです。この場合、まず最初に顧客から送金依頼を受けた小さな金融機関が、国内の大手の金融機関に為替取引の委託をし、為替取引の委託を受けた国内の大きな金融機関は、次に為替取引の決済が直接できる外国の金融機関に対して支払い委託をします。この支払い委託を受けた外国の金融機関が実際に送金受取人が受け取りに来る外国の一銀行にですね、小さい地方の銀行にさらに支払いの委託をするということで為替送金の取引委託がつながっていくわけでございます。この場合、支払い委託をするのは金融機関ですから、間に入る金融機関どおしの取引決済は、支払いが保証されていることになり、この海外送金を取り次ぐこれらの金融機関としては、最初に日本国内で送金を依頼した個人が誰かということは、あまり重視する必要はなく、どういう条件で誰に対して最終的にお金を渡せばいいのかという情報さえしっかりと受け取れば、不払いになるおそれは何もなく、スムーズに送金ができるような仕組みになっております。そうこととなりますと、海外送金の間に入る金融機関では、この送金は元々どんな人間が依頼した送金なのかということ意識せずにとんどん処理してしまうこととなりますので、疑わしい取引だと気がつくチャンスもなくなってしまいます。そこで、この海外送金の間に入る金融機関の間でも、金融機関に送金を依頼した顧客の本人特定事項等の情報をしっかりとリレーをして通知する、そうした義務を新しく課したものが、政策2の外国為替取引に係る通知制度ということです。

この規定によりまして、最初に送金依頼を受けた金融機関において確認した送金依頼人の情報が、間に立つ日本の金融機関や、さらには日本から直接依頼を受ける外国の金融機関までは、この法律で確実にリレーされる、当該情報が届けられるということになります。そして、最初に送金依頼人から直接に依頼を受けた窓口の金融機関のみならず、間を中継する我が国の金融機関や、さらには日本の金融機関から依頼を受けた外国の金融機関においても、疑わしい取引の届出の判断に当たって考慮すべき情報が増えるということになるわけです。

そして政策3、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務についての報告徴収、立入検査及び是正命令制度です。現在、犯収法によって特定事業者に義務付けられている措置が4つございます。既に御説明しましたとおり、まずは顧客の本人確認義務、取引記録等の保存義務、疑わしい取引の届出義務、そして、ただ今御説明しました外国為替取引に係る通知義務の4つがあるわけです。そのうち、疑わしい取引の届出義務は、この犯収法ができるまで、義務履行確保のための仕組みが法律に規定されておらず、犯収法により新たに規定したということであります。また、外国為替取引に係る通知義務の義務履行確保のための仕組みは、そもそも犯収法施行まではこの義務自体がございませんでしたので、犯収法の制定により義務付けとともに義務履行の確保のための仕組みも合わせて規定したというものでございます。なお、これらの犯収法に基づく義務につきましては、特定事業者がこれらの義務を履行しないからといって、すぐに罰則がかかるわけではございません。まず、報告徴収、立入検査等が行われて、義務違反が確認されれば、改善の指導が所管の行政庁により行われ、さらに必要があれば、所管の行政庁が是正命令を出す。そして、特定事業者がこの是正命令に従わないと、ここで初めて罰則がかかるという仕組みになっています。そういう意味で、これらの報告徴収、立入検査、是正命令の制度は、事業者がマネー・ローンダリング防止のための措置

をきちんと講じることを最終的に担保する非常に重要な規制であるというふうに考えております。

次に、政策の効果の把握の手法とその結果について御説明申し上げます。まず、評価に用いた統計に関しまして、事前に配布いたしました事業評価書の案では、平成24年分の統計につきましてまだ集計が終わってなかったところがございます、ペンディングのPという記載が残っていたものでございますが、本日配布いたしました資料では、未だ暫定値ではありますが、24年分のデータを全て記載しております。さて、まずは全般的な話として説明させていただきたいのですが、今回、評価の対象としております3つの政策は、実は相互に密接に関連しているものでありまして、政策1、政策2、政策3、それぞれ政策ごとの評価をしているのですが、全体的な評価として、各政策に共通して、特定事業者全体からの疑わしい取引の届出件数及び疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数を指標として用いております。これは、マネー・ローンダリング対策は、マネー・ローンダリングに悪用されるおそれのある様々な取引全体の中で、どこかに穴があっては駄目なものでありまして、要するにマネー・ローンダリング防止の監視の目が弱いところが狙われる、そういう性格を持っております。その穴を埋める、穴をなくすために、このような施策を講じて、法律で新しい規制等を加えているわけですが、今回の3つの政策は、それぞれがマネー・ローンダリング防止対策全体の中での部分であります、その部分をしっかりやらないと、全体に大きな悪影響が及ぶという位置付けでございます。抽象的で分かりづらいかもしれませんが、もう少し具体的に説明しますと、政策1につきましては、例えば、犯罪収益であると疑われるような怪しいお金の取引は、本来であれば、お金を動かすのが便利な金融機関等を通じて行われる場合が多いわけです。実際に、現在、疑わしい取引の届出がなされている総数を見ましても、そのうち99%が金融機関等からの届出で占められているわけでございます。しかし、仮に、金融機関以外の事業者が提供するサービスにつきまして、マネー・ローンダリングに利用できる、しかもこのような金融機関以外の事業者では、マネー・ローンダリング対策が十分になされていないということになりますと、犯罪収益を隠すためには、金融機関等よりも、それ以外の事業者を使った方が摘発されにくいということになりますから、このようなサービスが抜け道として利用されてしまうということになるわけです。逆に言えば、金融機関以外の事業者が提供するサービスについて、マネー・ローンダリング防止対策がきちんとなされているからこそ、犯罪者にとって抜け道がなくなり、金融機関等を利用せざるを得なくなって、結果として、金融機関等からの疑わしい取引の届出の増加につながるというふうに考えております。

また、政策2につきましても、外国為替取引におけるマネー・ローンダリング防止対策がもしも弱いということになれば、例えば、日本の国内にある怪しい犯罪収益が、いったん外国に送金されてしまえば、その後に追いかけれないということになり、国外に逃げてしまう可能性があります。外国為替取引での疑わしい取引を監視する仕組みがきちんと機能して、抜け穴とならないような措置が講じられているからこそ、国内の犯罪収益が抜け穴を使って海外に逃げ出すことができず、結果として国内取引に関する特定事業者からの疑わしい取引の届出の増加にもつながるということが言えるのではないかと思います。

政策3も同様で、そもそも疑わしい取引の届出につきましては、これまで義務履行の確保の仕組みがなかったわけですから、特定事業者全体からの疑わしい取引の届出件数の増加が、こうした義務履行の確保の仕組みを導入した直接の効果ではないかということが言えると思います。また、国際金融取引の場合の通知義務を含めた全ての義務が履行されているからこそ、マネー・ロンダリング防止対策の抜け穴がなくなって、疑わしい取引として監視の目にかかる可能性が高まり、結果として警察による検挙事件数の増加につながるのではないかと、そのような観点から特定事業者全体からの疑わしい取引の届出件数の増加及び疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数というものを3つの政策の共通の指標としてお示しさせていただいております。

次に、個別の政策ごとの効果の把握の手法とその結果について御説明します。まず政策1につきまして、御説明しましたとおり、まずは、特定事業者からの疑わしい取引の届出件数の総数、疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数、これを共通の指標として示させていただいた上で、この政策で規制の対象となっている、要するに新たに規制の対象となった、いわゆる一般新規事業者と呼んでおりますが、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者等の新しい事業者からの疑わしい取引の届出件数をお示しさせていただいております。さらに、規制としてかけられた義務に係る違反を対象とする国家公安委員会による意見陳述件数及び所管行政庁による是正命令件数も把握いたしまして、評価の材料としております。

その結果ですが、特定事業者からの疑わしい取引の届出件数及び疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数は、全体的にはいずれも毎年相当数増加しておりますことから、本義務規定を含めたマネー・ロンダリング防止対策に係る制度全体について、一般新規事業者を含めた特定事業者全体におきまして、法に基づく義務の履行が確保され、マネー・ロンダリングのリスクを抑制する効果あるいはマネー・ロンダリングに係る犯罪に対してその後、事後的に追跡することができ、最終的には解明・検挙することができる。それらの効果が上がっていると認められると考えております。そして、本義務規定の創設によって、新たに義務がかかることになりました一般新規事業者につきましては、この新たに加わった事業者からの疑わしい取引の届出件数ですが、これも全体的に平成20年の515件から平成24年の3,853件ということで、毎年相当数増加しております。業態によっては届出度合いにバラツキが見られ、必ずしもすべての業態について規制が有効だということを自信を持って示せるほどのデータ、届出件数が積み上がっているとは言えない、そういう業態も一部ございますが、本義務規定の創設によって、一般新規事業者全体として、また、一定の事業者につきまして、効果が上がっているのではないかと考えております。さらに、新しく加わりました一般新規事業者と士業者に対する本人確認、取引記録等の保存又は一般新規事業者に対する疑わしい取引の届出義務違反を対象とする国家公安委員会による意見陳述及び所管行政庁による是正命令について見てみますと、現時点において、必ずしも全ての業態において、意見陳述及び是正命令が有効に機能していると統計的に言えるほどの件数はまだ積み重なってはおりません。しかし、例えば、平成24年は意見陳述10件、是正命令9件というように、毎年着実にこの制度の活用がなされておりました、これらの意見陳述及び是正命令が実施された結果として、義務が履行できていなかった特定事業者に対

する改善措置が図られていることから、その限りにおいて、本義務規定の創設によって、一般新規事業者がマネー・ローンダリングに利用されるリスクを抑制する効果がきちんと上がっていると認められると考えております。また、本義務規定の創設によりまして、国際社会と歩調を合わせてマネー・ローンダリング対策の強化が図られたところ、本規制の内容が、国際的に見て諸外国に並んで導入されているものであることから、国際的な連携を確保する効果も明らかだというふうに考えられますし、以上のことから、本規制は有効であると私どもは評価したところであります。

また、効率性につきましては、現時点におきまして、必ずしも全ての業態について本規制によるメリットと負担について、十分に検証できるまでのデータがありませんが、各特定事業者や所管行政庁からの反応等から、間接的に伺えるところでは、基本的には、行政及び一般新規事業者等に生じる負担と比較して、得られる効果は十分に上回っており、効率性も認められるのではないかと判断しております。

次に、政策2についてですが、これは共通の指標として、政策1と同じく、特定事業者からの疑わしい取引の届出件数の総数と疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数をあげた上で、政策2に特有の評価指標として、外国送金に係る疑わしい取引の届出件数及び外国為替取引に係る通知義務違反を対象とする国家公安委員会による意見陳述件数及び所管行政庁による是正命令件数を確認いたしました。その結果、まずは、政策1と同様であります。特定事業者からの疑わしい取引の届出件数の総数とそれを端緒とした警察の事件検挙数は、全体的に毎年相当数増加しており、マネー・ローンダリング対策に係る制度全体により、業として為替取引を行う特定事業者を含めた特定事業者全体において、法に基づく義務の履行が確保され、マネー・ローンダリングのリスク抑制、あるいは犯罪の検挙等といった効果が上がっているということが認められます。

さらに政策2で義務付けられた通知制度そのものの効果ですが、この通知制度が、マネー・ローンダリング防止対策としてどの程度役立っているのか、どの程度効果が上がっているのかにつきましては、通知先が国内の金融機関の場合には、その金融機関において、届出をすべき疑わしい取引かどうかを判断する材料になることから、結果として、疑わしい取引の届出件数がどれだけ増えたかによって、ある程度の判断ができると思います。一方、通知先が外国の金融機関の場合には、その金融機関からの疑わしい取引の届出は、その国の当局になされるわけでありまして、私どもには届出がなされないで、外国の金融機関に通知がなされたことの効果は直接には分からないのですが、こうした国際協力というものは、官民ともに基本的には、ギブ・アンド・テイク、相互主義が原則でありますので、日本から海外に送金する場合の、日本の金融機関から外国の金融機関への通知が、質、量ともにしっかりとしていけば、外国から日本に送金される場合の、外国の金融機関から日本の金融機関への通知も質、量ともに充実するということが推測できるものであります。そうしたことから、間接的に効果を把握することが可能であると考えております。それが政策2で示させていただきました、外国送金に係る疑わしい取引の届出件数でございます。これについては、全体的に届出件数が順調に増えております。平成22年をピークに多少減少しておりますが、このように推移している中で、特に注目していただきたいのは、被仕向の部分であります。被仕向に

係る疑わしい取引の届出件数とは、外国から日本に送金が行われ、その取引に係る疑わしい取引の届出件数ですが、これは平成20年の4,582件から平成24年は1万件以上ということで、ほぼ倍増しております。こういったことから、外国からお返しとしての通知がきちんと来ていることによる、マネー・ローンダリング防止、あるいはマネー・ローンダリングに係る犯罪に対する摘発等の成果が現れていると言えるのではないかと考えております。さらに、外国為替取引に係る通知義務違反を対象とする国家公安委員会による意見陳述及び所管行政庁による是正命令について確認したわけですが、これらについては、いずれもございませんでした。したがって、件数はございませんでしたので、直接的な効果の把握には使えなかったのですが、それがなくとも、本義務規定の創設によって、マネー・ローンダリング防止の効果が上がっていると十分認められるのではないかというふうに考えております。さらに、本義務規定の創設により国際的な連携にどういったふうなメリットがあったのかということですが、これについては、当然に諸外国でも導入している規制を我が国でも導入したということでの、国際社会との連携という効果が現れたのみならず、この規制は外国の金融機関にきちんと情報を伝えましょうという義務付けでありますから、外国におけるマネー・ローンダリング対策への直接の支援ということでもあります。したがって、その点から、国際的な連携を確保する効果を上げているというふうに考えております。

効率性については、政策1で御説明したのと同様、基本的には、行政及び特定事業者に生じる負担と比較して、得られる効果が上回ったのではないかと考え、効率性も認められると判断しております。

最後に、政策3でございますが、これに関して参照しました指標となるデータは、まず、それぞれの政策に共通のデータとして、特定事業者からの疑わしい取引の届出件数及び届出情報を端緒とした警察の検挙事件数、これに加えまして、届出・通知義務違反を対象とする所管行政庁又は国家公安委員会による報告徴収の件数、さらに所管行政庁又は国家公安委員会の指示を受けた都道府県警察による立入検査件数、さらに、所管行政庁による是正命令件数、これらについて確認をいたしました。その結果、まず、これも総論になりますが、疑わしい取引の届出及びそれに基づく検挙事件の件数は、全体としては増えているわけですから、届出がきちんとされているということを見ると、本制度を含めたマネー・ローンダリング対策に係る制度全体により、特定事業者全体において、法に基づく義務の履行が確保され、マネー・ローンダリングのリスク抑制の効果等を上げているということが言えます。また、報告徴収、立入検査、是正命令の制度自体について見てみますと、新しく導入された規定に基づく報告徴収は、若干数ではありますが、所管の行政庁が実施した報告徴収がございます。ただし、立入検査と是正命令は、いずれもございませんでした。このことから、特定事業者が、外国為替取引に係る通知義務あるいは疑わしい取引の届出義務に関して、十分に義務を履行していないということについて、所管の行政庁が何らかの形で把握し、それに基づき報告徴収を行い、その実態を確認するという仕組みが機能していると言えるのではないかと考えております。現在のところは、そうした報告徴収の結果把握した問題点については、所管行政庁から所要の改善措置の指導がなされたところ、問題が改善されたということで、是正命令等には至っていないということでもあります。したがって、報告徴収の実施件数は

少ないのですが、その限りにおきまして、本制度の創設により、特定事業者における届出・通知義務の履行を確保するための効果が上がっていると言えると考えております。本制度の創設による国際的な連携の確保の効果についても、政策1、政策2と同様に認められると考えておきまして、効率性についても同様でございます。

以上、犯罪による収益の移転防止に関する法律により新設された3つの規制、政策1から政策3までにつきまして、いずれも有効性、効率性が認められるという結果となりました。以上でございます。

(前田委員)

犯罪収益の移転防止に関する法律の3つの政策についての評価であり、効果は認められるということでした。かなり詳しくデータを上げて御説明いただいたのですが、何か御質問はありますでしょうか。

(田辺委員)

また、同じようなことですが、FATFがあって、それに基づいて穴を作ってはいけない、全体としては、ふさぐことによってかなり効果を上げているのだらうと思います。ただ、やはり、かかっている社会的なコストのところについてはきちっと言った方がいいのではないかと思います。例えば、ブラックマネーがGDPの2%だとして、それに対して、記録保存をやるために40兆かかるというのだったら、この政策はレポートできないですね。そのようなことを考えると、やはり、コストのところというのは、言葉が悪いかもしれませんが、チャチャチャとやればいいのです。要するに対象がこのくらいかかって、このくらいの記録保存ができたから、1つの会社で例えば200万くらいかかるだらうと。5件くらい聞いてみると、それをかけ算して積み上げると私は十分だと思います。逆に効果が上がっているから、コストはよく分からないが受忍しろという書き方はあまりよくないのではないかと思います。おおざっぱといえばおおざっぱかもしれませんが、やはりきちんと書いておいた方がいいのではないかと思います。1点です。

それから2点目は、効果のところをどう示すのかというのはいろいろあるかと思えます。これは、出してくる数字のところは、基本的には、届出があった数字とそれを端緒として検挙した数字で、表になっているものですね。他方、この制度をやることによって抑止されている部分というのがあって、それは数字には出ていないのですが、それがあるだらうというその「流れ」のところというのはあらかじめ示しておく必要があるのだらうと思います。

あと、できれば、届出を端緒として検挙に至った部分で、具体的にどのくらいの金額が移転するのを阻止できたのかという数字を、件数は大切ですが、マグニチュードといいますが、大きさがあるとかかなり説得力があるのではないかと思います次第です。

あと、最後のところで、国際間の信頼感というのも醸成されたという、そういう効果があるのだよという、効果の「見取り図」というのですが、数字が書けるものは書いておけばいいのではないかと思います。効果があるというのは分かるのですが、見えないところの効果もあるのではないかと思いますので、コメント申し上げた次第です。

(前田委員)

ありがとうございました。コストの点ですね。先ほどのものにもつながるのですが、どう積算するかということもあります。

(妹尾委員)

田辺先生の話と近いところで、質問ですが、こういう対策をやれば、向こうも対策しますよね。そうすると、例えば、小口に分けて上手く抜けた奴はいいよねという話なのか、一発でボンとやってそれは難しそうだと、どうなんですか。向こうはいろんな手をやって抜けるというふうに来たのか。天網は恢々で。実態としてはどうなのですか。

(河合犯罪収益移転防止管理官)

実際は、御指摘のとおりでありまして、言わば追いかけてこのようなところがございます。例えば、元々国際的に一定の金額までは厳しく確認をしよう、というふうな国際的な約束ができて、各国でそれを実行しようとする、今度はこの一定の金額の基準より、ちょっと下の金額で繰り返し繰り返し何回もやるような取引が出てくるということになりまして、では、それをどういうふうに今度網にかけていくのかというのを国際的に議論し、技術的にそれが可能かどうかを業界とも相談しながら、常に追いかけてこのようなところがございまして、ですから、こういった規制もまた時が変われば、時期を見てまた新しく加えていかないと対応ができないというように感じます。

(妹尾委員)

そうですね。ですから、田辺先生がおっしゃるとおり、例えば886件検挙したけども、175件の時と実は金額総額は変わらないというのか、大幅に変わったのか、というようなものが出るとイメージがしやすいですね。

もう一つの質問は、国際的な連携が確保されたと強調されていますね。実際、海外と同等の規制を入れたのだからとおっしゃるのですが、こういう規制を連携しているのは何カ国ぐらいあるのですか。

(河合犯罪収益移転防止管理官)

一番このような規制について中心となって議論している政府間会合は、F A T Fというのがありまして、Financial Action Task Forceというのですが、それに参加しているのが34の国と地域です。これが一番中心となって、日本も最初からのメンバーですが、お互いにプレッシャーをかけ合って、日本はここが足りないのではないかと、厳しく指摘されているのはF A T Fの加盟国であります。

(妹尾委員)

主要国は全部入っているのですか。そうではなくて、経済活動で言えば、新興国で、G20だけではなくて、全部入ってくるわけですよね。そうするとさっき言った34カ国は漏れがないのですよというわけにはいかなくなって、例えば参考までに、主要だけ入

っていないという国はありますか。

(河合犯罪収益移転防止管理官)

この34カ国は、やはり欧米先進国が中心で、その後、中国やインドが入ったという流れです。一部の国に過ぎませんが、このFATFで合意したいろんなマネー・ロンダリング対策の約束事について、それぞれの地域ごとに、他の国にも広げようじゃないかというふうな政府レベルの動きがあります。例えば、アジア地域においてマネー・ロンダリング対策を地域内の全ての国に広げようじゃないかという会合がありまして、その会合の中でアジア地域の国だけ集まりましてFATFでやっているのと同じような、これのアジア地域版をやっているところでもあります。それをアフリカとか、南アメリカ地域とか、他のところでもやって、全世界をカバーしようという動きであります。

(妹尾委員)

「金融関係で」と書いてありますが、確かに金融ではありますが、ネットのいわば取引が、非金融的なネットワーク取引で動くのがこのところ大きいですね。例えば、そういうので小口の裏を突くというのは相当あり得るのではないかと思うのですが、そういう傾向はありますか。つまり、ネットのオークションや、ネットの出納性取引だとかという形を使って、実は移動するということはあり得ますよね。それから小口であっても積算すれば相当なロンダリングが可能だと僕らは考えるのですが、そういう傾向はありますか。

(河合犯罪収益移転防止管理官)

具体的に小口のネット取引で、大きな問題となって国際的に大きなテーマとなっているというのは私はまだ承知していないのですが、おっしゃるとおり、それも当然考えられる今後の検討課題だと思います。今のところ、大きな形ですぐに対応が必要なテーマとして議論されているわけではありませんが、当然、今後考慮していかなければならない取引だと思います。

(櫻井委員)

非常に画期的な法律で、とりわけ刑事司法の無罪推定みたいな話ですね、疑わしいものに対して届出をすると、しかも警察庁でということ、そういう意味で何であまり国会で問題にならなかったのか疑問ですが、そういう意味でも非常に書けないところでものすごい有意義な法律なのですね。順調に動いているということによろしいのではないかと思います。そこで、数字の読み方を伺いたいのですが、この資料4の一番最初のところに書いてくださっているところがございますが、政策の1のところだと、平成14年から、前の法律の時代からの数字が出ていて、20年から犯収法で動き出したということですね。そうすると、この19年、20年の差というのが、特定事業者が増えた分と、混ざっているのがこの数字ですね。

(河合犯罪収益移転防止管理官)

そうです。特定事業者が平成19年と20年を境に増えたということです。

(櫻井委員)

ここはそういうことで読み取れると。それから、義務履行確保のところについて、特出しして検討していただいているわけですが、20年から24年の増加分というのは、下の是正命令件数が出ていますけど、これも20年から増えていますけど、感覚的にいうと必ずしも連動しているわけでは多分ないのだろうということです。その辺のところは、評価の仕方として、有効性、効率性ということで限定されているので、無理矢理そこに押し込めているので、あまりこう素直に有効性を書けていないのかなという感じもするので、そこら辺は御苦労だと思うのですが、数字との関係でこういうことが言えるというのが、全体として表現できていてもいいのではないかなというふうに思いました。全体として有効だ、有効だと言っていますが、それは分かっているので、無理矢理言わなくてもいいのではないかなと思います。

義務履行のところも、義務がありそれを履行するという話なので、支えているという部分の話ですね。だからもっと言うと、是正命令件数が多いかどうかというかというよりは、そういうところでチェックしているから、課している義務が生きたものとして事業者に対してインパクトのあるものとなる、そういうところにむしろ意味があるので、そういうことを含めて書けば、いちいち「是正命令件数は若干しかないけど」とか書かなくても、もう少し素直に書けるのではないかなと思います。

(前田委員)

ありがとうございました。なかなか大変です。ただ、これはやはり国際的な関係からいっても作らざるを得ないものですので、だから有効性も国民に向かって拳証して行かなくてはならないという御苦労は分かります。委員の御指摘を踏まえてまたさらに分かりやすいものにしていただきたいと思います。

(鈴木政策評価審議官)

コストの出し方等については工夫してみたいと思います。また、効果についても金額的なことや出し方についても若干工夫してみたいと思います。

(前田委員)

ただ、厳密なものを出すとなるとまた相当のコストがかかってしまいますので、説得できるだけのものということですね。それでは時間が押していて申し訳ありませんが、次の議題5、資料5、これに関してはやはりまた交通企画課の方から御説明いただきたいと思います。道路交通法の一部改正により新設された規制についてです。

(岸田交通安全企画官)

では、資料5に基づきまして、御説明申し上げます。これは、平成19年の法律改正におきまして、飲酒運転等の罰則を引き上げるといような内容の法律改正をいたしました。その際に、罰則を重くいたしますと、一般に、免許の処分も点数を含めて評価しな

ければならないということでございます。その場合におきまして、免許の取り消し・停止が増加するであろうと、そうした場合に、無免許運転が横行するのではないかという懸念が強まったために、この免許証の提示義務の範囲を拡大したというものでございます。

従前の規定といたしましては、この無免許、これは特に免許を取ったことのない、未習得者を中心に、あるいは酒酔いですとか過労・薬物といった運転行為があった時に、蛇行運転が出ますので、蛇行運転があった時に止めて、免許証の提示を求めることができるという規定がございました。それで、19年の改正では、それに加えて、交通違反あるいは交通事故があった時に免許証の提示を要求することができるという条文を加えたものでございます。

評価の観点とは有効性と効率性でございますが、この指標といたしますのは、免許証の提示義務違反の検挙件数と無免許運転の検挙件数から評価をいたしているわけでございます。

結論でございますが、免許証の提示義務の拡大につきましては、検挙数がそれなりに数があるということと、それから、無免許運転の検挙件数そのもので、無免許の実態そのものも改善したのではないかということで考えられますので、そういう意味では、この規制については有効であったと評価をしているところでございます。

効率性、これは国民の負担ということでございますが、基本的に、御案内のように免許証というのは、携帯義務のあるものですので、持っていて当然ということもございまして、国民の負担といたしましてもごく軽微なものではないかということで評価しております。説明は以上です。

(前田委員)

ありがとうございました。今の御説明に対して何か御質問はいかがでしょうか。交通関係でいろいろな法改正がありますが、これはやや細かいというところとあれですけど、評価も含めていかがでしょうか。

(妹尾委員)

逆に出さなくて良かったのですか。

(岸田交通安全企画官)

基本的には、任意捜査ということで、国民には御理解と御協力いただきまして、基本的にそれで何とかなってきたところですが、近年は、不携帯ではないのかということで、説得をすると、自分の氏名を隠して指で押さえて免許証を持っているよと示して、人定をとらせないという捜査妨害と申しますか、そういった実態もあるようでございまして、こういったものも整備して良かったかなと思っております。

(前田委員)

よろしいでしょうか。それでは引き続いて保安課をお願いします。銃刀法及び武器等製造法の一部改正により新設された規制ですね。これについて資料6に基づいて御説明

お願いします。

(古谷保安課長)

保安課長の古谷です。よろしくお願いします。それでは資料6の、平成19年の銃刀法及び武器等製造法の一部改正により新設された規制についての説明でございます。

19年改正の背景ですが、御記憶の先生もおられるかもしれませんが、長崎市長が射殺されたりですとか、愛知県の長久手の立てこもり事件がございました。また、東京、福岡等での暴力団抗争事件、その他警察官が拳銃で反撃されたりなど、非常に拳銃を使った犯罪が多発した時期でございまして、銃器対策をより強化しなければいけないということがございまして、銃刀法の関係では、拳銃等にかかる罰則の強化等をしたものでございます。この際、やりましたのは基本的には罰則の強化であります。法定刑の引き上げ、それから加重類型を作りまして、組織的な拳銃発射行為については処罰する、といったものがございましたが、それに併せまして、両罰規定といいます、実行行為者本人だけでなく、従業員がこういった拳銃を使った犯罪行為をしますと、その使用者も監督責任をとられて罰金をとられる、といったものがあるわけでございますが、従来、拳銃等発射罪、あるいは拳銃等の単純輸入、単純譲り渡し、あるいはその周旋といったものについては、両罰規定がなかったわけですが、こういった拳銃を使った犯罪といいますのは、暴力団等の犯罪組織が行うものでありますとか、仮にそうでなくてもある程度の威力的な動機がございまして、そういったところからも抑制を図っていかうということで、今申し上げた発射罪等につきましても、両罰規定を設けたわけでございます。これは、従来はその部分につきましては、使用者について従業員に対する選任監督義務というものが、少なくとも刑法上はございませんでしたのが、これが新たに設けられたということで、規制の新設に当たるといって評価の対象となったのでございます。

評価の観点につきましては、有効性、効率性の観点からでございますが、いかなる方法で効果を把握するかについてですが、なかなかこういった罰則の評価というのは難しいわけでございますが、基本的には適用状況、検討状況を見ていくということだと思いますので、それを挙げております。

まず一つは、両罰規定の適用件数、平成19年末に施行されておりますので、20年以降の状況を見るということになります。それから、施行の前後、各5年間におきます発射罪等の検挙件数、あるいは検挙人員、あるいは拳銃発砲事件の認知件数、こういったものを見比べることによって、この規制の抑止効果を見ていくということでございます。

評価結果ですが、表が中ほどにございます。こちらの方は検挙件数、検挙人員でございます。年により抗争事件が発生したりということで、多少の波はございますが、基本的には平成14年から24年にかけては、減少している傾向にございます。また、拳銃発砲事件の認知件数につきましても、従来に比べますと顕著な減少傾向が見られるところでございます。ただ、この減少というのは、必ずしもこの規制による抑止効果の結果と言えるわけではございませんで、減少には様々な要因が寄与しているところでございます。様々な犯罪対策をしていく中で、その効果もあるでしょうし、暴力団の動向というものも大きく影響するところでございます。

それから、両罰規定の適用状況でございますが、これは施行以来1件もございません。

なぜそうなのかと言いますと、実行行為者がいずれも、何らかの事業の従業員が業務に関して行ったというのではございませんで、暴力団でありますとか銃器マニアでありますとか、一般の殺人事件の被疑者であるとか、というものでありますので適用する余地がなかったというものであります。

以上のようなことを踏まえまして、どのように判断をするかということですが、事件の検挙、認知につきましては、改正前に比べ減少しているわけですが、両罰規定を適用することによってそれが何らかの抑止効果を示した、あるいは業務主の労務監督責任がより徹底されたということがなかなか言えない状況でございますので、現時点においては、本件の規制の有効性、効率性について十分検証するまでには至っていないということでもとめざるを得ないと思っています。

効率性につきましては、本規制のコストは基本的には非常に低いと考えております。捜査機関にとりましては指揮監督関係と業務性のところを立証すれば足りすし、業務主にとりましても従業員に対する選任監督義務というのは、刑事上のはなかったのですが、少なくとも民事上のは、従来からあったわけですのでその延長上というふうに考えられます。社会的コストも特段ないと思っています。ただ、効率性は、コストとベネフィットの兼ね合いの問題でありますので、ベネフィットの部分が分かりませんので、そのところについて、十分検証できるとは言えないという状況だと思っています。

(前田委員)

ありがとうございます。このところについてはいかがでしょうか。非常に謙虚にですね、有効性の評価は難しいということですが、先ほど田辺先生からお話があった、数字で出ないという話、また、先ほど保安課長がおっしゃった、これだけでなくいろんな要因がコミットしているのだということはそのとおりだと思いますが、事実としてはこの手のもの、殺人なども皆そうですが、バラツキがあるものですけど、見ればやはり減少傾向にあると。全体の犯罪も減少傾向にあるのですが、やはり発砲などはなかなか抑えるのが大変であった時期もあるわけで、それなりにこういうもので両罰規定もできたということで、国民に対して、銃器に対して、その因果性をきちんと立証できないと効果がないと言われると、なかなか難しいと思います。コストがかかっていないというのはもうあれですし、この報告書について私はこれで異存はないのですが、もう少し強気でもいいのではないかと思います。

(田辺委員)

私もそう思います。19年までの平均とそれから20年から23年までの平均をとれば、減っているのは明らかです。それは現象面として書いておくことは、構わないだろうと思います。細かい両罰規定が使われてはいないので、これによって抑止があったかもしれないとは言えるわけで、ここはお書きいただいて私は構わないと思います。ただ、厳密な因果関係というのは、前と後という一番分かりやすい対比の中でそれなりの結果をお出しになっていると思いますので、ちょっときつすぎかなと思います。

(江尻委員)

先生方がおっしゃったとおりでして、政策評価はどうしてもミクロなメカニズムがきちっとしていないと書けないという話があるかと思いますが、私はもう少し一般の人間が見るとい立場で言えば、大胆な主張があってもいいのではないかと思います。そこは全体のマクロな統計の中できちっと認識できますし、個々の費用対効果についてもちゃんと検証されうる、理解しうるというロジックが貫徹されていると思いますので、正直に論文のように書かれなくてもいいのではないかと思います。

もう一つは、これも田辺先生がおっしゃったのですが、ミクロなですね、先ほどのマグニチュードのような、トピックス的な犯罪抑止に効果があったというようなものは、政策評価の中でなくても、例えば警察白書のところで、トピックスとして紹介いただいて、読まれた方がこういう大きな抑止効果があったのだということがあれば、併せて国民の理解も進むのではないかと思います。必ずしも報告書の中に全て書き込もうとするとそれは無理で、トピックスはトピックスで少し大胆に書けるところは御紹介いただいてもいいのではないかと思います。

(妹尾委員)

自画自賛すると言われ、御苦労が多いなと思います。

(前田委員)

ありがとうございました。これで本日の6個の議題について御議論いただいたわけですが、非常に貴重な予算につながる書き方で、先ほど田辺先生からコストの話などもありました。全体としては6個についての政策評価は、御指摘はありましたが、このままの案でこの会として御承認いただいたということで、前に進めさせていただければと思います。それでは、時間ですので、総務課長へお返しします。

(斉藤総務課長)

本日はありがとうございました。お手元の資料は、卓上に残していただければ、後日お送りいたします。

次回は「平成24年度実績評価書(案)」を中心に御議論いただく予定でございます。日程は、6月頃を目途にして、別途調整させていただきますのでよろしく申し上げます。

なお、この警察庁における政策評価に関する事務は、現在、総務課情報公開室でいたしておりますが、来年度、新設の警察行政運用支援室、仮称でございますが、これが新設される予定でございます。こちらの方の事務に、より親和性があることから、次回以降の開催につきましては、新しい室の方から御連絡しますのでよろしく申し上げます。

それでは、本日の研究会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

以上